

各市町村教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

## 国における緊急事態宣言に伴う市町村立学校における教育活動について（通知）

市町村立学校における令和3年1月1日以降の教育活動の実施については、令和2年12月25日付け子教第2286号「市町村立学校における令和3年1月1日以降の教育活動の実施に係る留意事項等について」において、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとする旨を依頼したところです。

この度、令和3年1月7日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を対象区域とする緊急事態宣言が発出されたことを受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、別添写しのとおり知事から要請がありました。

つきましては、貴教育委員会所管の各学校についても、次の県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、別添写しの県立学校長あて通知の内容も参考に、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請します。

## 国の緊急事態宣言期間中における県立学校の基本的な対応

- 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了されるまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

## &lt;高校、中等教育学校&gt;

朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、学校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。

今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し、週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、カリキュラム等の検討を進める。

## &lt;特別支援学校&gt;

時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で学校長が登下校時刻を設定する。

- 感染症対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。
- 部活動については、校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。

大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教育委員会と協議する。

- 修学旅行等については、延期または中止する。
- 入学者選抜については、感染防止対策を講じて、予定通り実施する。

また、特に次の点については、貴教育委員会所管の各学校に対し、改めて御指導くださるよう併せてお願いします。

- 本県の感染増加状況を踏まえ、登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組むこと。  
具体的には、感染への不安により保護者から学校を休ませたいと相談のあった児童・生徒等について、学校長が判断のうえ、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席とはしないとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。併せて、学校ではこうした対応を行う旨を保護者に周知すること。
- 引き続き児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。
- 児童・生徒等の登下校時や、帰宅後の外出時（不要不急の外出は控えること）等における感染防止のためのマナー等について、児童・生徒等への指導を徹底すること。併せて、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。
- 部活動について、活動時間の制限や、活動内容・方法の工夫に加え、部室で着替えを行う際など活動前後における感染防止マナー等についても、生徒への指導を徹底すること。併せて各地区大会や対外試合等の扱いは、県中体連の方針等を踏まえ、各地区の中体連、市町村教育委員会の方針に基づき適切に対応すること。

なお、市町村立学校における対応に関して、必要がある場合には、子ども教育支援課長と協議いただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況や国の動向等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて通知します。

問合せ先

教育指導グループ 本間

T E L 045-210-8217

小中学校生徒指導グループ

T E L 045-210-8292

長田



安 総 第 2038 号  
令和 3 年 1 月 7 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県知事  
(公印省略)

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について (通知)

このことについて、別添のとおり決定しましたので、法第 24 条第 9 項に基づく  
貴所管学校における措置の実施及び市町村教育委員会への通知について、遺漏の  
ないようお願いします。

問合せ先

くらし安全防災局総務危機管理室  
企画調整グループ 千野 (せんの)  
電 話 (045)210-3465 (直通)  
ファクシミリ (045)210-8829

# 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和3年1月7日

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年1月7日、特措法（以下、「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により緊急事態措置等を行う。

## 1 措置を実施する期間

令和3年1月8日～2月7日

## 2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

## 3 実施する措置の内容

### (1) 県民の外出自粛

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合（※）を除き、徹底した外出の自粛を要請する。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するよう強く要請する。

#### ※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

### (2) 施設の使用制限、営業時間短縮の要請等

#### ア 営業時間短縮の要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店（「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、法第24条第9項に基づき、次のとおり要請する。

なお、デリバリー、テイクアウトによる営業は要請の対象外とする。

[1月8日から1月11日までの間]

横浜市内と川崎市内の酒類を提供する飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

[1月12日から2月7日までの間]

全県の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

- 上記要請に応じない店舗に対しては、法第45条第2項の要請等、必要な措置を行う。

#### イ 営業時間短縮の働きかけ

- 施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある「別表2」に定める施設については、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）の協力について働きかけを行う。

#### ウ その他

- 感染の拡大につながるおそれのある一定の施設については、国の事務連絡に沿った施設の使用（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）の働きかけを行う。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請については、必要に応じて検討する。

#### (3) イベントの開催制限

- 事業者に対し、法第24条第9項に基づき、イベントの開催は、「別表3」の基準に制限するよう要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。  
あわせて、20時までの時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

#### (4) テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するよう働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

#### (5) 大学や学校への要請

- 法第24条第9項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

#### (6) その他

- 事業者に対し、20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯を行うよう働きかけを行う。
- 鉄道事業者に対し、終電時間の繰り上げの前倒し等を要望する。

### 4 緊急事態措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3(2)アの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNSなど、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

## 5 県機関の取組

- 県はテレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進める。
- 県民利用施設については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に関わらず原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する。

## 6 その他

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。
- 緊急事態措置の実施については、一都三県で連携する。

別表1 特措法第24条第9項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

| 施設の種 類    | 施 設                                       | 要請内容   |
|-----------|---|--|
| 飲食店       | 飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等<br>（宅配・テークアウトサービスは除く。） | 5時から 20 時までの営業<br>時間短縮、<br>11時から 19 時までの<br>酒類提供 |
| 遊興施設<br>等 | バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食<br>店営業許可を受けている店舗   |  |

別表2 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設  
（外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設）

| 施設の種 類      | 施 設   | 働きかけの内容  |
|-------------|---|--|
| 遊興施設        | （食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗<br>及び別途国が通知する施設を除く。）               | 5時から 20 時までの営業<br>時間短縮、<br>11時から 19 時までの<br>酒類提供 |
| 運動、<br>遊技施設 | 運動施設又は遊技場   |  |
| 劇場等         | 劇場、観覧場、映画館又は演芸場   |  |
| 集会・<br>展示施設 | 集会場又は公会堂、展示場、<br>ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限<br>る。）、博物館、美術館又は図書館 |  |
| 商業施設        | 物品販売業を営む店舗（1,000平米超）<br>サービス業を営む店舗（1,000平米超）              |  |

別表3 特措法第24条第9項に基づき要請するイベント開催の基準

| 時 期       | 収容率   | 人数上限   |
|-----------|-------|--------|
| 1月8日～2月7日 | 50%以内 | 5,000人 |

（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

※ 上記のほか、国の事務連絡に基づき適宜対応する。



## 知事メッセージ

新型コロナウイルスの感染が急拡大している首都圏の1都3県に対し、本日、国は緊急事態宣言を発出しました。

これを受けて、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に基づき、県民や事業者の皆さんに次の事項を要請します。

### 〔県民の皆さんへ〕

- 特措法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合を除いて、徹底した外出の自粛を要請します。特に、20時以降の不要不急の外出は自粛していただくよう、強く要請します。
- また、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けることや、テレワーク、時差出勤など、感染を防ぐ取組を徹底してください。

### 〔事業者の皆さんへ〕

- 特措法第24条第9項に基づき、1月8日から1月11日までの間は、横浜市と川崎市にある、酒類を提供する飲食店・カラオケ店においては、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとさせていただきます。
- 1月12日から2月7日までの間は、全県の飲食店・カラオケ店を対象に、営業時間を20時までに短縮し、酒類の提供は19時までとさせていただきます。
- この要請にご対応いただいたお店には協力金を支給します。ご対応いただけない場合は、特措法第45条第2項に基づく要請等、必要な措置を行うこともあります。
- このほか、特措法に基づく要請ではありませんが、遊興施設や運動・遊技施設など、飲食につながる可能性がある施設に対して、営業時間は20時まで、酒類の提供は19時までの短縮に、ご協力いただくようお願いいたします。
- イベントについては、5,000人以下かつ収容率50%以内での実施を要請します。この要請は、1月8日以降の新規販売分に適用します。
- 職場では、「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務をお願いいたします。また、時差出勤、昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組や、従業員への会食自粛等の呼びかけを行うようお願いいたします。

- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯へのご協力をお願いします。

**〔大学や学校関係者へ〕**

- 学生・生徒へ、基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛について、呼びかけを行うよう要請します。特に、寮生活、クラブ・部活動など、集団行動における感染防止対策の徹底を要請します。

こうした様々な要請やお願いを行うのも、皆さん自身や、ご家族、友人など、大切な方の命を守るためです。

県は、引き続き、医療提供体制の確保に全力で取り組むとともに、県民や事業者の皆さんの様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充します。

県民の皆さん一人ひとりが強い危機意識を持ち、県民総ぐるみで、この緊急事態を乗り切りましょう。

令和3年1月7日

神奈川県知事 黒岩 祐治

## 別表ア 特措法第 24 条第 9 項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

| 施設の種類 | 施設  |
|-------|---|
| 飲食店   | 飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等<br>（宅配・テークアウトサービスは除く。）   |
| 遊興施設等 | <b>食品衛生法の飲食店営業許可を受けている以下の店舗</b><br>バー、カラオケボックス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、ライブハウス、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等 |

別表イ 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設  
(人が集まり、飲食につながる可能性がある施設)

| 施設の種類   | 施設   |
|---------|--|
| 遊興施設等   | <b>食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない以下の店舗</b><br>バー、カラオケボックス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、ライブハウス、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等 |
| 運動、遊技施設 | 体育館、水泳場、ボーリング場、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等  |
| 劇場等     | 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等  |
| 集会・展示施設 | 集会場、公会堂、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、博物館、美術館又は図書館 等   |
| 商業施設    | 物品販売業を営む店舗（1,000平米超）※<br>サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く）<br>※ 食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠かすことができない物品の売場を除く               |

※ ネットカフェ・マンガ喫茶は感染防止対策が徹底されることを前提に施設の使用制限等を行わない。

**別表ウ 特措法によらない人数上限 5,000 人かつ収容率要件 50%以下の働きかけを行う施設**

劇場、観覧場、映画館又は演芸場等  
集会場、公会堂  
展示場、ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る)  
運動施設、遊技場  
博物館、美術館又は図書館

**別表エ 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策が徹底されていることを前提に、施設の使用制限等の要請を行わない施設**

学校  
保育所、介護老人保健施設等  
大学等  
生活必需物資(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品)の物品販売業を営む店舗  
遊興施設のうち、ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設  
サービス業を営む施設のうち、生活必需サービスを営む店舗  
学習支援業を営む施設

## 1 時短要請について

(令和3年1月8日から11日までの間)

横浜市と川崎市の、酒類を提供する飲食店・カラオケ店は、5時から20時までの時短営業

(酒類の提供は11時から19時まで)

(令和3年1月12日から2月7日までの間)

全県の飲食店に対し、5時から20時までの時短営業

(酒類の提供は11時から19時まで)

## 2 企業におけるテレワーク等の徹底について

- 出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の働きかけ
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感
- 染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時
- の密を防ぐ取組の徹底の働きかけ
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ

## 3 イベントの開催制限について

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。
- 併せて20時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知

| 時 期       | 収容率   | 人数上限   |
|-----------|-------|--------|
| 1月8日～2月7日 | 50%以内 | 5,000人 |

※ 既存販売分については適用しない。

## 4 大学や学校への要請について

- 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
- 感染防止のための所要の措置を講じること
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

## 5 その他

- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯を行うよう働きかけを行う。



高第 3794 号  
令和 3 年 1 月 7 日

各 県 立 高 等 学 校 長 様  
各 県 立 中 等 教 育 学 校 長 様

教 育 長

国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について  
(通知)

県立高等学校及び県立中等教育学校における令和 3 年 1 月 1 日以降の教育活動の実施については、令和 2 年 12 月 25 日付け高第 3681 号教育長通知「県立高等学校等における令和 3 年 1 月 1 日以降の教育活動の実施に係る留意事項等について」において、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとする旨を通知したところです。

この度、令和 3 年 1 月 7 日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を対象区域とする国の緊急事態宣言が発出されたことを受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、別添写しのとおり知事から要請がありました。

については、この要請を受け、県教育委員会としては次のとおり対応することとしましたので通知します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況や国の動向等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて通知します。

**【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】**

- 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、学校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は 40 分×6 コマ、定時制課程は 40 分×4 コマでの授業実施を基本とする。
- 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、カリキュラム等の検討を進める。
- 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。

- 部活動については、校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。  
大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教委と協議する。
- 修学旅行等については、延期または中止する。
- 入学者選抜については、感染防止対策を講じて、予定通り実施する。

### 【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る具体的な対応】

#### 1 感染防止対策の徹底について

- 令和2年12月11日付け保体第2457号保健体育課長、高校教育課長、学校支援課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」に基づき、特に次の点に留意して感染防止対策の徹底を図ること。
  - ア 多くの生徒が触れる可能性のある共用部分の消毒などをはじめとした、感染防止対策に引き続き取り組むこと。
  - イ 登校時の生徒の健康観察の確認を徹底すること。
  - ウ 学校で生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し、臨時に学校の全部を休業とする。
  - エ 放課後の活動等は最小限の範囲とし、下校時における公共交通機関の混雑をできるだけ避けることができるよう、生徒の完全下校時刻を前倒しして設定すること。
- 学校教育を継続させるため、校内における感染拡大防止対策に関し、次の点について生徒への指導を徹底すること。
  - ア 生徒自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。
  - イ 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。
  - ウ 冬季でも暖かい服装を心がけることや、換気の工夫等により、可能な限り常時換気に努めること。
  - エ 特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸による手洗いを徹底すること。
  - オ 昼食時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと。
  - カ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。とりわけ、下校途中での飲食はしないこと。
- 県立高校で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることを踏まえ、各学校においては、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

## 2 学習活動における留意事項について

- 緊急事態宣言期間中は、学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。
  - ア 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
  - イ 発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。
  - ウ 生徒が近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わないこと。ただし、近距離で対面とならない形で行う学習活動についてはこの限りではないこと。
  - エ 対面とはならない形でペアワーク等を行う場合は、ペア等を組む相手を固定すること。
  - オ 授業における外部人材（会計年度任用職員、部活動インストラクター、ALTを除く）の活用は控えること。
  - カ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。
  - キ 今後の感染状況により「分散登校」に移行することも想定し、対面による授業とオンラインによる学習を併用することができるよう、各学校において準備を進めておくこと。

## 3 生徒の主体的な活動における留意事項について

- 生徒の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を徹底するよう生徒を指導すること。
  - ア 生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（マスク着用、換気、身体的距離の確保）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。
  - イ 部活動は、校内における平日の放課後のみの活動とし、実施に当たっては、1日当たり90分程度、週当たり3日を上限とすることや、感染防止対策を講じてもおお感染リスクの高い活動は行わないことなど、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。

## 4 学校行事の実施における留意事項について

- 学年・年次を超えて生徒を集合させる学校行事等は延期又は中止とすること。全校生徒を対象にした学校行事等を行う必要がある場合には、校内放送やICTを活用して教室で実施するなどの工夫を行うこと。
- 修学旅行は実施せず、延期又は中止とすること。
- 学年・年次単位以上の規模で、校外（敷地外）で実施する学校行事は実施せず、延期又は中止とすること。
- 合唱コンクール等の歌唱を行う学校行事は延期又は中止とすること。
- 学年・年次の単位を超えない規模での学習成果発表会を校内で行うことは可能とする。実施に当たっては、ICTの活用を含め、感染防止対策を徹底すること。



5 感染状況に不安を抱く生徒・保護者への配慮について

- 感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染が拡大していることへの不安から登校を控える生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない生徒と同様、ICTを活用して教室で行う授業を、同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。

6 いじめ、偏見、差別等の防止について

- 生徒の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

7 PTA活動について

- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合っ、必要最小限の活動に留めること。また活動する場合は、感染防止対策を十分に講じて行うこと。

8 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、不要不急の外出、特に夜間の外出を自粛する必要性を踏まえ、夜間（19時以降）における利用は中止とする。夜間利用の中止期間は、令和3年1月8日（金）から緊急事態宣言期間中とする。

9 入学者選抜の実施に向けた教職員の健康管理及び感染防止対策の徹底について

- 今後の入学者選抜の適正な実施に向け、業務に従事する教職員等の健康管理に万全を期すとともに、職員室等における感染防止対策の徹底に改めて取り組むこと。
- 検査会場となる教室等の感染防止対策等について改めて点検すること。
- 学校説明会や学校見学会を実施する場合は、令和2年7月17日付け高第2602号高校教育課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドラインについて」を踏まえ、参加者を事前に把握して当日の体温や健康状態を把握すること。また、説明会の実施に当たっては、参加人数を制限し座席の間隔を広くとる、時間を短縮する、校舎内等において生徒と中学生が直に接する場面を避ける、入口に消毒液を設置する、参加者にマスクの着用を求めるなど、感染防止に万全の措置を講じること。

問合せ先

【学習活動に関するについて】

高校教育課

教育課程指導グループ 小野、横谷

電話(045)210-8260 (直通)

【部活動（運動部）に関するについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 桐原、小松

電話(045)210-8312 (直通)

【部活動（文化部）に関するについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 櫻井、小原

電話(045)210-8254 (直通)

【いじめ、偏見、差別等の防止に関するについて】

学校支援課

県立学校生徒支援グループ 齋藤、石川

電話(045)210-8295 (直通)

【PTA活動に関するについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関するについて】

企画推進グループ 貝戸、比留間

電話(045)210-8342 (直通)



特第 1467 号  
令和 3 年 1 月 7 日

各県立特別支援学校長 様

教 育 長

国における緊急事態宣言に伴う県立特別支援学校における教育活動について  
(通知)

県立特別支援学校における令和 3 年 1 月 1 日以降の教育活動の実施については、令和 2 年 12 月 25 日付け特第 1454 号教育長通知「県立特別支援学校における令和 3 年 1 月 1 日以降の教育活動の実施に係る留意事項等について」において、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとする旨を通知したところです。

この度、令和 3 年 1 月 7 日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を対象区域とする国の緊急事態宣言が発出されたことを受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、別添写しのとおり知事から要請がありました。

については、この要請を受け、県教育委員会としては次のとおり対応することとしましたので通知します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況や国の動向等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて通知します。

**【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】**

- 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- 時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で学校長が登下校時刻を設定する。
- 学習活動については、感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。
- 部活動については、校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ週 3 日以内）感染リスクの高い活動は中止する。
- 修学旅行等については、延期または中止する。

## 【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る具体的な対応】

### 1 感染防止対策の徹底について

- 令和2年12月11日付け特第1439号保健体育課長、特別支援教育課長、学校支援課長通知「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」に基づき、特に次の点に留意して感染防止対策の徹底を図ること。
  - ア 多くの児童・生徒等が触れる可能性のある共用部分の消毒などをはじめとした、感染防止対策に引き続き取り組むこと。
  - イ 登校時の児童・生徒等の健康観察の確認を徹底すること。
  - ウ 学校で児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し、臨時に学校の全部を休業とすること。
  - エ 放課後の活動等は最小限の範囲とし、下校時における公共交通機関の混雑をできるだけ避けることができるよう、児童・生徒等の下校時刻を改めて設定すること。
- 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について児童・生徒等への指導を徹底すること。
  - ア 児童・生徒等が、自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。
  - イ 児童・生徒等が、毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底するよう指導すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は、自宅で休養するとともに必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。
  - ウ 暖かい服装を心がけることや、換気の工夫等により、可能な限り常時換気に努めること。
  - エ 特に、共用する教材器具等を使用した後は、石鹼による手洗いを指導すること。
  - オ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むよう指導すること。また、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること、とりわけ、下校途中での飲食はしないよう指導すること。
  - カ 給食（昼食）時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、会話を控えるよう指導すること。なお、座席の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空け、状況に応じて衝立や仕切りを使用し、空間を仕切ることで一定間隔を保つこと。
  - キ 食べ物、飲み物を共有しないよう指導すること。
  - ク 給食の配食を行う児童・生徒等及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。
  - ケ 食事の介助は、関わる人数を減らす、マスクを着用する、介助中は自身の喫食をしないなどの感染症対策をすること。なお、児童・生徒等に対面での指導が必要な場合などは、保護者と相談のうえ、教職員は必要に応じてフェイスシールド等を活用し、介助を交代する場合は、その都度手洗い（手指消毒）を行うこと。

- 県立学校で感染が判明した児童・生徒等の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることを踏まえ、各学校においては、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

## 2 学習活動における留意事項について

- 緊急事態宣言期間中は、学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。
  - ア 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、児童・生徒等同士の間隔を可能な限り確保すること。
  - イ 発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、児童・生徒等同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。
  - ウ 児童・生徒等が近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わないこと。ただし、近距離で対面とならない形で行う学習活動についてはこの限りではないこと。
  - エ 対面とはならない形でペアワーク等を行う場合は、ペア等を組む相手を固定すること。
  - オ 出前授業や行事等における、外部講師の活用は控えること。
  - カ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1を参考にすること。
  - キ 今後の感染状況により「分散登校」に移行することも視野に入れて、オンラインによる学習を実施することができるよう、各学校において準備を進めておくこと。

## 3 児童・生徒等の主体的な活動における留意事項について

- 児童・生徒等の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を徹底するよう児童・生徒等を指導すること。
  - ア 児童・生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（マスク着用、換気、身体的距離の確保）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。
  - イ 部活動については、校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ週3日以内）感染リスクの高い活動は中止する。また、実施に当たっては、感染防止対策を講じてもお感染リスクの高い活動は行わないことなど、別紙2を参考に適切に取り扱うこと。

## 4 学校行事の実施における留意事項について

- 学年・学部を超えて児童・生徒等を集合させる学校行事等は延期又は中止とすること。全児童・生徒等を対象にした学校行事等を行う必要がある場合には、校内放送やICTを活用して教室で実施するなどの工夫を行うこと。
- 修学旅行は、延期又は中止とすること。
- 学年・学部単位以上の規模で、校外（敷地外）で実施する学校行事は延期又は中止とすること。

- 合唱コンクール等の歌唱を行う学校行事は延期又は中止とすること。
- 学年・学部の単位を超えない規模での学習成果発表会を校内で行うことは可能とする。実施に当たっては、ICTの活用を含め、感染防止対策を徹底すること。

#### 5 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等への対応について

- 医療的ケアを必要とする児童・生徒等（以下、「医療的ケア児」という）の対応として、「学校の新しい生活様式 Ver. 5」を基本としつつ、次の文書も参考としながら適切に対応すること。

##### <参考>

- 文部科学省 6月19日付け事務連絡

「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」

- 文部科学省 6月19日版

「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」

- 厚生労働省 5月20日付け

「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」

#### 6 スクールバスの対応について

- スクールバス内の過密状況を解消するために、できる限り座席配置の工夫を行い、児童・生徒等同士の間隔を空けること。児童・生徒等同士の間隔を十分空けることが難しい場合には、安全面に配慮した防護スクリーン（防護カーテンや仕切り等）を座席間に設置するなど、飛沫感染や接触感染を防止する対策をとること。
- 可能な限りエアコンの外気導入や窓の開放により車内換気を行うこと。
- 学校発着時のスクールバス乗降の際、昇降口の周辺が密集しないよう、げた箱の配置を分散したり、児童・生徒等が教室を出る時刻をずらしたりするなどの工夫を行うこと。

#### 7 寄宿舎における感染症対策について

- 令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」や「学校の新しい生活様式 Ver. 5」を踏まえた、万全の感染症対策を講じること。
- 寄宿舎内での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、近距離での会話や発声等の際のマスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。
- 朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。
- 入舎する児童・生徒に、発熱や風邪症状があるときや体調がすぐれない場合は、保護者に自宅休養を依頼すること。
- 入舎する児童・生徒について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、特別支援教育課長と寄宿舎における対応を協議すること。

8 地域の障害福祉サービス機関等との連携について

- 各学校は、令和2年8月26日付け教育長通知「県立特別支援学校の8月31日以降の授業等の教育活動について」を踏まえ、「放課後等デイサービス」を運営する事業所と連携し、下校時刻と事業所の開所時刻の円滑な接続に向け、連絡・調整を行うことで、児童・生徒等の放課後の「居場所」の確保に取り組むこと。

9 感染状況に不安を抱く児童・生徒等・保護者への配慮について

- 感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった児童・生徒等については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により児童・生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染が拡大していることへの不安により、登校を控える児童・生徒等に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない児童・生徒等と同様、家庭学習を適切に課すとともに、電話等の様々な手段を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握し、当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。

10 いじめ、偏見、差別等の防止について

- 児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

11 PTAの活動について

- PTAの活動については、PTA役員等とよく話し合って、必要最小限の活動に留めること。また、活動する場合は、感染防止対策を十分にとって行うこと。

12 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、不要不急の外出、特に夜間の外出を自粛する必要性を踏まえ、夜間（19時以降）における利用は中止とする。夜間利用の中止期間は、令和3年1月8日（金）から緊急事態宣言期間中とする。

問合せ先

【学習活動に関するについて】

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話(045)210-8276 (直通)

【部活動（運動部）に関するについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 桐原、小松

電話(045)210-8312 (直通)

【部活動（文化部）に関するについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 桜井、小原

電話(045)210-8254 (直通)

【いじめ、偏見、差別等の防止に関するについて】

学校支援課

県立学校生徒支援グループ 齋藤、石川

電話(045)210-8295 (直通)

【PTA活動に関するについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関するについて】

企画推進グループ 貝戸、比留間

電話(045)210-8342 (直通)



## 別紙1

### 県立高等学校等における緊急事態宣言期間中の授業実施上の留意事項

県立高等学校及び県立中等教育学校における令和3年1月1日以降の教育活動の実施については、令和2年12月25日付け高第3681号教育長通知「県立高等学校等における令和3年1月1日以降の教育活動の実施に係る留意事項等について」において、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとする旨を通知したところです。

そうした中、令和3年1月7日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を対象区域とする緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、県立高等学校等における緊急事態宣言期間中の各教科・科目等の授業実施上の留意事項を新たに取りまとめましたので、各学校の授業の実施に当たっては、次の1及び2に基づき、適切に取り扱うようお願いいたします。

なお、今後の県内の感染状況により、今回の留意事項に関する内容を変更する場合があります。その際は、改めてお知らせします。

#### 1 全教科に共通した緊急事態宣言期間中の授業実施上の留意事項

- 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
- 発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。
- 生徒が近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わないこと。ただし、近距離で対面とされない形で行う学習活動についてはこの限りではないこと。
- 対面とはならない形でペアワーク等を行う場合は、ペア等を組む相手を固定すること。

#### 2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、緊急事態宣言期間中の各教科において留意すべき事項

|      |  |
|------|--|
| 理科   | <ul style="list-style-type: none"><li>○生徒同士が近距離で活動する実験や観察については、行わないこと。（生徒が個別に実験や実習を行うことは可）</li><li>○共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li></ul>   |
| 保健体育 | <ul style="list-style-type: none"><li>○密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は行わないこと。</li><li>○可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。</li><li>○運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない運動の際は、マスクを着用すること。</li><li>○なるべく個人で行う運動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動を実施する際は十分な距離を開けて行うこと。</li></ul> |

|       |   |
|-------|---|
| 音楽    | <p>○音楽室内の楽器を共用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○生徒が近距離で行う合唱（歌唱）及び管楽器の演奏は行わないこと。</p>  |
| 美術・工芸 | <p>○生徒同士の座席・制作スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、制作の際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○制作の際に使用する画材・道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>  |
| 書道    | <p>○生徒間の座席スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、ペアやグループでの創作活動を実施する際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○授業の際に使用する筆などの道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>  |
| 外国語   | <p>○スピーチを行う際は、フェイスシールドのみなどとせず、マスクを着用させた上で、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大きな声にならないように指導すること。</p>   |
| 家庭    | <p>○生徒同士が近距離で活動し、飲食を伴う調理実習については、特にリスクが高いため、行わないこと。</p> <p>○実験や調理実習以外の実習に際し、生徒間の共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○生徒の身体接触の避けられない実習については、別な方法で代替可能なものは変更して実施し、やむを得ず実施する際は、回数や時間を減らすこと。</p>                                     |
| 情報    | <p>○キーボード、マウス、タブレット型端末等、生徒が触れる機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</p>  |
| 農業    | <p>○生徒による生産物等の外部への販売実習は行わないこと。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。外部に販売する必要がある場合には職員のみで行うこと。</p> <p>○農場施設内（温室、ビニールハウスなど含む）や実験室など屋内で実施する実験・実習については、こまめな換気や消毒液の使用など、感染拡大防止のための措置等を実施すること。</p> |

|        |  |
|--------|--|
| 農<br>業 | <p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴して理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</p>  |
| 工<br>業 | <p>○製図実習においては、こまめに換気を行うとともに、同じ方向を向いて作業をする等の配慮をすること。また、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○生徒間で共用する保護メガネ、工具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○技術指導、安全指導などは、ICTの活用や、これまで蓄積してきた動画等を活用するなどの工夫を行うこと。</p> <p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴できるようにして理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</p>  |
| 商<br>業 | <p>○生徒による外部への販売実習は行わないこと。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。外部に販売する必要がある場合には職員のみで行うこと。</p> <p>○生徒が共用して触れるパソコン等機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</p>  |
| 水<br>産 | <p>○生徒による生産物等の外部への販売実習は行わないこと。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。外部に販売する必要がある場合には職員のみで行うこと。</p> <p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴できるようにして理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。○大型実習船「湘南丸」における実習は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（湘南丸用）」に基づき実施する。但し、泊を伴う実習及び食事や入浴など感染するリスクの高い内容は扱わない。</p> <p>○船内での活動時間は、必要な感染防止措置を取った上で2時間程度とするほか、同時に乗船する生徒は半数程度とし、ルビスタ等を用いて、定期的に消毒を行うとともに、送風機等を用いて換気を徹底すること。</p> <p>○ドック実習については、実習先の感染防止策を確認するとともに、マスクの着用や消毒など必要な感染防止対策を徹底すること。</p> |

|       |  |
|-------|--|
| 水産    | ○船舶職員養成施設として必要な乗船履歴については、国土交通省の指示に従い、代替実習等を念頭に計画すること。  |
| 看護・福祉 | ○身体接触が避けられない実習については、職員による実演や動画の視聴を原則とし、体験的な活動については、行わないこと。<br>○医療的ケア、入浴、食事の介助等、飛沫感染するリスクの高い実習は行わないこと。模型・標本を活用し、複数の生徒が同じものを触る場合には、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 |

## 別紙2

### 県立高等学校等における緊急事態宣言期間中の部活動実施上の留意事項

#### 1 通常の部活動について

|                    |   |
|--------------------|---|
| 期間                 | 1月8日から緊急事態宣言解除日前日まで                         |
| 活動内容               | 万全な感染対策を講じた上での活動<br>感染リスクの高い活動は行わないこと       |
| 活動範囲               | 活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみ                         |
| 活動時間 <sup>※1</sup> | 平日の放課後のみ 90分程度を上限とする<br>※準備片付け含む            |
| 活動日数 <sup>※1</sup> | 平日の放課後のみ週3日を上限とする<br>週休日は、原則活動中止            |
| 指導者                | 部活動インストラクター等、校長が認めた外部指導者の参加可                |
| 留意事項等              | ・ 身体接触を伴う活動や、近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は行わないこと。 |

※1…大会の開催の有無等を確認した上で、別途、教育委員会と協議

#### 2 関東及び全国規模の公式大会・コンクール等について

原則として参加は不可であるが、関東及び全国規模の公式大会・コンクール等への参加が決まっている場合、校長は、大会開催の有無や大会における感染防止対策を確認の上、教育委員会と協議し、参加の可否を決定することとする。参加する場合は、保護者の承諾を得ることとする。

#### 3 地区及び県域での公式大会・コンクール等について

参加は不可とする。

今年度内に開催される関東、全国大会につながる公式大会やコンクール等については、校長は、大会開催の有無や大会における感染防止対策を確認の上、教育委員会と協議し、参加の可否を決定することとする。参加する場合は、保護者の承諾を得ることとする。

#### 4 合宿及び県外遠征について

合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、延期または、中止とする。なお、泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県を招いて行う練習試合や合同練習等についても、延期または、中止とする。

## 5 部活動実施に当たっての留意事項

### ○事前の確認事項

- ・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。
- ・顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。  
「3密対策」①密閉対策：常時の換気  
②密接対策：身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用  
③密集対策：人との間隔は2メートル（最低1メートル）
- ・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒が適切に行えるよう指導すること。

### ○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、使用の際には短時間で行わせること。また、可能な限り換気をすること。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないように指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問、外部指導者及び生徒は、原則、マスクを着用すること。
- ・部活動前後の食事や、集団での移動の際も3密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染防止対策に万全を期すこと。

### ○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・休憩時間においても、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・顧問、生徒ともに会話は必要最低限とし、特に大きな発声を控えること。
- ・道具の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動部活動の実施に当たっては、生徒は必ずしもマスクの着用は必要ではない

が、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクがない場合や生徒が希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させること。また、顧問は原則マスクを着用することとするが、自らの身体へのリスクがあると判断する場合は外しても構わないが、そのような場合は、生徒との距離を十分に確保すること。

- ・文化庁活動の実施に当たっては、マスクは飛沫拡散防止のため、原則着用すること。歌唱や楽器の演奏等をはじめとした感染リスクの高い活動については、別紙1「県立高等学校等における緊急事態宣言期間中の授業実施上の留意事項」における「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、緊急事態宣言期間中の各教科において留意すべき事項」を踏まえた取扱いとすること。

## 6 その他

- ※ 練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考にしてください。
- ※ 休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士での帰宅途中での間食・食事などの際に感染した可能性があることから、部活動に係る行動全般において、感染防止の指導を一層徹底するようお願いいたします。
- ※ 学校の管理下外で行われる自主練習や自主的活動については、スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。
- ※ 活動に当たっては、保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。
- ※ 今後、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、部活動の停止や活動日数・活動時間等を制限することも考えられます。  
なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。